

## 4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

### 4-1 届出対象行為

市全域において、次の規模に該当する行為は、景観法第16条第1項に基づく届出を行うものとしします。

【届出の対象行為】(景観形成重点エリアを除く)

行為の種類	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	別表のとおり
③都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域面積が 10,000㎡(1ha)を超えるもの

#### 別表 【工作物の届出対象行為】

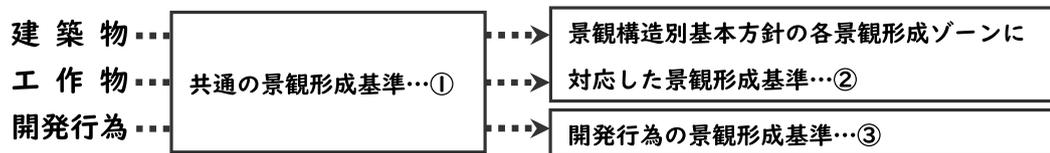
種別・内容	届出対象規模
① さく、塀、垣(生垣除く)、擁壁等	高さ5mを超えるもの
② 煙突、排気塔等	高さ10mを超えるもの
③ 記念塔、電波塔、物見塔等	
④ 高架水槽、冷却塔等	
⑤ 広告板等	
⑥ 彫像、記念碑等	高さ15mを超えるもの
⑦ 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	
⑧ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	高さ10mを超えるもの 又は 築造面積1,000㎡を超えるもの
⑨ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	
⑩ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラント等の製造施設	
⑪ ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
⑫ 自動車車庫の用に供する施設	
⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	高さ4mを超えるもの 又は 事業区域面積が500㎡を超えるもの
⑭ 太陽光発電設備(地面に設けた架台又は支柱に太陽光パネルを設置したもの)等	

#### 4-2 特定届出対象行為（法第17条第1項）

変更命令を行うことができる行為（特定届出対象行為）を、届出対象行為（4-1）に提示する届出のうち、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」及び「工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」とします。

#### 4-3 景観形成基準（法第8条第4項第2号）

建築物、工作物の行為の景観形成基準は、共通基準及び各景観形成ゾーンに対応した基準で構成します。また、開発行為の景観形成基準は共通基準及び個別基準で構成します。



##### ①共通の景観形成基準（建築物・工作物・開発行為 共通）

共通の景観形成基準は次の5つの項目とします。

共通基準の内容	
1	良好な景観の形成に関する方針に従い、良好な景観の保全・創出に努める
2	地域の景観資源を把握し、地域の景観と調和したデザインとする
3	地域の地形的な特徴や歴史的な成り立ちに配慮したデザインとする
4	敷地全体としてまとまりのあるデザインとする
5	主な視点場（p35）からの眺望に配慮したデザインとする

②建築物・工作物の景観形成基準（景観形成重点エリアを除く）

景観構造別基本方針で掲げた各ゾーン（景観形成重点エリアを除く）に対応した景観形成基準を設定します。

項目	市街地景観ゾーン		
	住居系地域	商業系地域	工業系地域
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある空間を確保する</li> </ul>		
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山並みが眺望できる場所では、市街地の背景に連なる山並みの稜線に配慮する</li> <li>■地域の特性に応じたまちなみに配慮した高さとする</li> </ul>		
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まちなみの統一感や連続性に配慮し、違和感なく周辺景観となじむように配慮する</li> <li>■単調な大壁面による圧迫感や威圧感を低減するために、壁面の意匠の工夫や分節化等に配慮する</li> <li>■低層部の形態・意匠は、生活者に落ち着いた雰囲気を与えるような工夫を施す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■低層部の形態・意匠に工夫を施し、魅力的な歩行者空間を創出するものとする</li> <li>■ストリートファニチャー、ベンチ及び植栽に工夫を施し、賑わいの創出に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■エントランス周辺や前面道路側は、開放感のある形態・意匠とする</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調色は、著しく彩度の高い色彩の使用を控え、周辺のまちなみ景観と調和した色彩とする</li> <li>■太陽光発電パネルは、反射をできる限り抑えたものを使用し、周辺と調和した色彩とする</li> <li>■アクセント色の使用はなるべく控え、組み合わせや使用面積のバランスに配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アクセント色を使用する場合は、組み合わせや使用面積のバランスを工夫し、過剰に使用しないようにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アクセント色の使用はなるべく控え、組み合わせや使用面積のバランスに配慮する</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する</li> <li>■地場産業の素材を採用するよう努める</li> </ul>		
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋上に設ける設備（空調室外機、給配水管、ダクト等）は、外部から見えにくい場所に設置するか、目隠し等（ルーバー）により覆い、見えにくいように工夫する</li> <li>■外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管等は、建築物と一体的な外観となるよう工夫するか、目隠し等により見えないようにする</li> <li>■家庭内の不用品等は、直接公共空間に露出しないよう配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■商品や製品の搬入出口を直接公共空間に露出しないよう工夫する</li> </ul>	
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置場等は、できるかぎり道路等から見えにくい部分に設置し、やむを得ず見える位置になる場合は、緑化や修景を施す</li> </ul>		
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす</li> <li>■新たな樹木を植栽する場合は、周辺植生と調和した樹種を選定する</li> <li>■太陽光発電パネルを地面に設置する場合、道路際（道路から見える部分）の緑化等による修景を施す等、周辺景観に配慮する</li> <li>■生垣や塀等の設置により、隣地との緑の一体感や連続性を工夫する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地内のオープンスペースや道路際等は、緑化等による修景を施す</li> </ul>	
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>■夜間照明はネオンサインやサーチライト等の過剰な演出を控えるとともに、照明の向きを考慮し、住環境に配慮した照明計画とする</li> <li>■生活環境や交通の安全性を考慮した照明計画とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■回遊性を高め、賑わいを創出する照明の演出を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺環境や交通の安全性を考慮した照明計画とする</li> </ul>

項目	農山村・田園景観ゾーン (都市部の田園集落)	農山村・田園景観ゾーン (中山間地域の農山村集落)
	山岳森林景観ゾーン	
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある空間を確保する</li> <li>■既存集落のまとまりと調和させた配置とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既存集落のまとまりと調和させ、地形の高低さを活かした配置とする</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市街地からの遠望の視対象となることを意識して、背景の山並みや丘陵地の稜線を遮らない高さとなるよう配慮する</li> <li>■近隣の屋敷林や鎮守の森等、周囲の樹林の高さに配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■近隣の丘陵地の樹林の高さに配慮する</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の伝統的な建築様式を参考にし、継承、または意匠の一部に採用するよう努める</li> <li>■屋根の形状や壁面の形態・意匠は集落に調和したものとする</li> </ul>	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基調色は、周辺の集落と調和させ、自然の四季の彩りを映えさせる落ち着いたものを用いる</li> <li>■アクセント色の使用はできるかぎり控えるとともに、組み合わせや使用面積のバランスに配慮する</li> <li>■太陽光発電パネルは、反射をできる限り抑えたものを使用し、周辺と調和した色彩とする</li> </ul>	
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺の自然景観や集落と調和し、違和感のないものを使用する</li> <li>■耐久性・耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する</li> <li>■光沢ある材料や反射の生じる素材を多用しないようにする</li> </ul>	
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋上に設ける設備（空調室外機、給配水管、ダクト等）は、外部から見えにくい場所に設置するか、目隠し等（ルーバー）により覆い、見えにくいように工夫する</li> <li>■外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管等は、建築物と一体的な外観となるよう工夫するか、目隠し等により見えないように工夫する</li> </ul>	
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置場、資材置き場等は、できるかぎり道路等から見えにくい部分に配置し、やむを得ず見える位置になる場合は、緑化や修景を施す</li> </ul>	
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす</li> <li>■太陽光発電パネルを地面に設置する場合、緑化等による修景を施す等、周辺景観に配慮する</li> <li>■新たな樹木を植栽する場合は、地域にふさわしい樹種を選定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新たな樹木を植栽する場合は、周辺の自然林の植生と調和した樹種を選定する</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>■夜間照明はネオンサインやサーチライト等の過剰な演出を控える</li> <li>■照明の向きを考慮し、周辺集落や自然環境に配慮した照明計画とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■照明の向きを考慮し、周辺集落や自然環境、動物の生態系に配慮した照明計画とする</li> </ul>

③開発行為の景観形成基準（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）

項 目	景観形成基準
土地の形状	■現況の地形をできる限り活かし、景観形成上支障が生じる土地の不整形な分割または細分化を行わない
土地の緑化	■できるかぎり緑化に努め、植栽は周辺の景観及び植生に調和するよう構成・配置する
外 観	■圧迫感を与えるような長大な法面や擁壁が生じないように配慮する
そ の 他	■行為地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす

## 5. 景観形成重点エリア

### 5-1 景観形成重点エリア指定の方針

地域の個性を活かした景観形成を図る必要があるエリアを景観形成重点エリアとして指定し、きめ細かな景観形成基準を設けます。

景観形成重点エリアの指定については、住民や関係者等の合意形成を十分図り、次の方針をもとに、必要に応じて指定します。

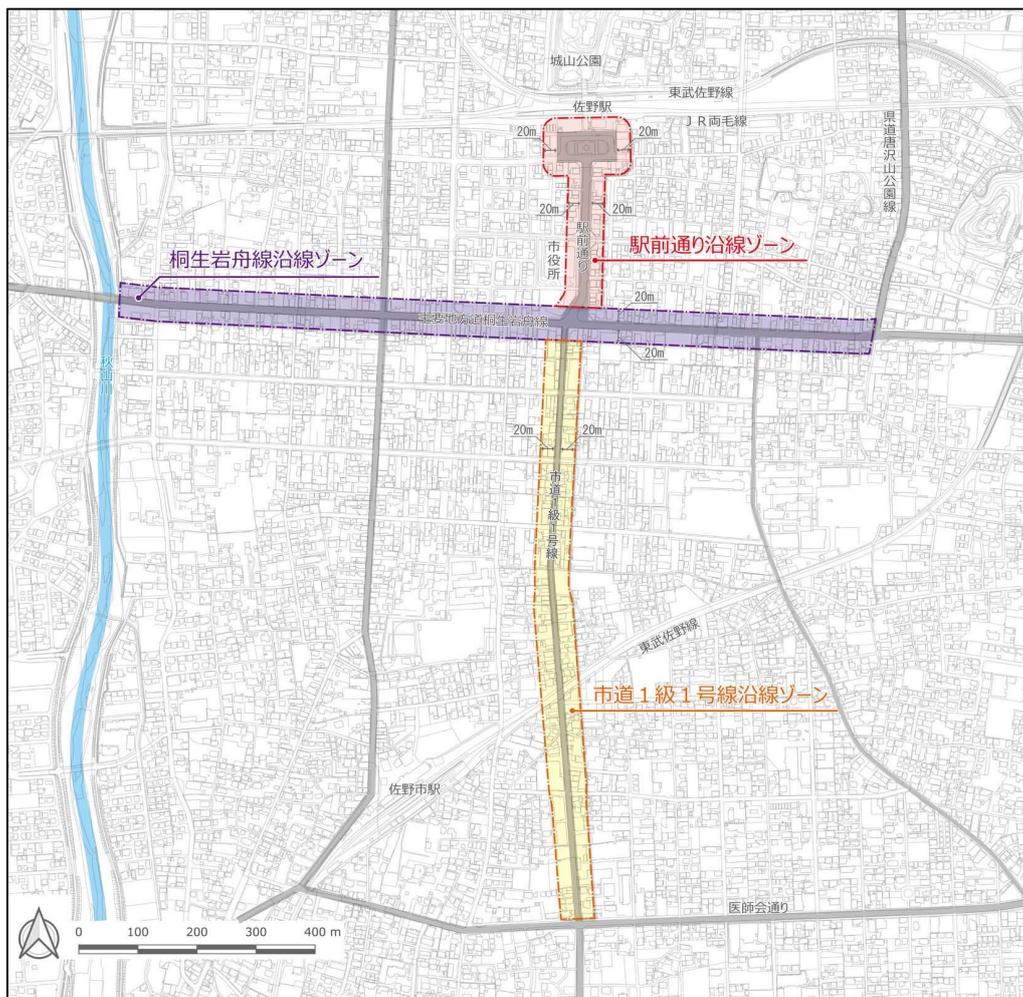
景観形成重点エリア指定の方針
■上位計画及び関連計画においてまちづくり、施設整備が進められている、もしくは計画、構想されているエリア
■すでに優れた景観が形成されているが、放置すれば悪化していく懸念があるため、保全を必要とするエリア
■先進モデルとして、景観形成を展開することにより、他の地域を先導する役割を期待できるエリア
■地域住民の発意によりエリア指定の意向があり、必要と判断されるエリア

### 5-2 景観形成重点エリアの指定

佐野駅の南側には、縦軸として駅前通りと市道Ⅰ級Ⅰ号線、横軸として主要地方道桐生岩舟線が通り、特色ある道路空間を形成しています。多くの市民や来訪者が利用するこれらの路線は、本市のシンボルであることや、主要地方道桐生岩舟線及び市道Ⅰ級Ⅰ号線では拡幅整備が進んでいる状況であることから、次項の図に示すとおり、景観形成重点エリアに指定します。

なお、それぞれの範囲は拡幅整備後の道路境界から20mとします。拡幅がまだ済んでいない部分については、都市計画道路の計画線の道路境界から20mとします。

## 景観形成重点エリアの区域



### 5-3 景観形成の目標

佐野の“顔・表玄関”にふさわしい  
高質で品格のある景観づくり



駅前通り、主要地方道桐生岩舟線及び市道Ⅰ級Ⅰ号線の沿線は、広域的な道路ネットワークとしての位置付けや、佐野の“顔・表玄関”として、高質で品格のある景観づくりを目指します。

## 5-4 景観形成重点エリアの基本方針

### ●ゾーン共通の基本方針

#### ○周囲の景観と調和した秩序ある沿線景観の形成

重点エリアの目標を踏まえ、路線ごとにまちなみの連続性やまとまりを損なわないよう周囲の建築物や工作物との調和に配慮します。

#### ○佐野の個性やおもてなしを感じさせる景観の形成

佐野の個性をイメージした演出（例えば、天明鑄物の素材の使用など）や、店先・庭先の効果的な演出などにより、地域の個性とおもてなしを感じさせる景観に配慮します。

### ●ゾーン別の基本方針

#### 駅前通り沿線ゾーン：歩いて楽しい華やかな駅前景観の形成

駅前通り沿道は、本市のシンボル軸として、中小の商業・業務系施設が多く、また佐野駅や市役所など多くの人が来訪する施設を抱えていることから、歩行者の視線に配慮した「歩いて楽しい華やかな駅前景観の形成」を目指します。

#### 桐生岩舟線沿線ゾーン：魅力的で賑わいのある沿線景観の形成

主要地方道桐生岩舟線沿道は、本市のシンボル軸として、商業・業務系の大規模建築物が多く立地しているほか、日光例幣使街道の雰囲気を感じさせる見世蔵造りの建物も残り、賑わいを創出していることから、「魅力的で賑わいのある沿線景観の形成」を目指します。



オープンカフェによる賑わいのイメージ



ベンチ設置による憩の場のイメージ



プランター等によるうらおい空間のイメージ



透視可能なシャッターによる夜間景観のイメージ

**市道Ⅰ級Ⅰ号線沿線ゾーン：落ち着いたゆとりある沿線景観の形成**

市道Ⅰ級Ⅰ号線沿道は、駅前通りと主要地方道桐生岩舟線につながるシンボル軸ですが、沿道建築物は住居系施設が多いことから、「落ち着いたゆとりある沿線景観の形成」を目指します。



住宅地イメージ



アプローチライトの設置による  
夜間景観のイメージ

**5-5 届出対象行為**

重点エリアにおいて、次の規模に該当する行為は、景観法第16条第1項に基づく届出を行うものとします。

届出対象行為		届出対象規模
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築、移転のうち、建築確認申請が必要なもの</li> <li>・外観変更の修繕、模様替え、色彩変更のうち、全体の面積の1/2を超える変更を行うもの</li> </ul>	—
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表Ⅰに記載する工作物を新設、増築、改築、移転する場合</li> <li>・別表Ⅰに記載する工作物の外観変更の修繕、模様替え、色彩変更のうち、全体の面積の1/2を超える変更を行うもの</li> </ul>	別表Ⅰの届出対象規模のもの
都市計画法で規定する開発行為		当該行為の土地の区域面積が1,000㎡を超えるもの

**別表Ⅰ 重点エリアにおける工作物の届出対象規模**

種別・内容	届出対象規模（高さ）
① さく、塀、垣（生垣除く）、擁壁等	1.5mを超えるもの
② 煙突、排気塔等	6mを超えるもの
③ 記念塔、電波塔等	4mを超えるもの
④ 広告板等	
⑤ 高架水槽、冷却塔、物見塔等	8mを超えるもの
⑥ 彫像、記念碑等	4mを超えるもの
⑦ 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	6mを超えるもの
⑧ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	
⑨ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	すべて
⑩ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設	
⑪ ガス、石油製品等を貯蔵し、又は処理する施設	
⑫ 自動車車庫の用に供する施設	
⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	
⑭ 太陽光発電設備（地面に設けた架台又は支柱に太陽光パネルを設置したもの）等	
⑮ 穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
⑯ 街灯、自立式の外灯やガーデンライト等	8mを超えるもの
⑰ 自動販売機等	1.8mを超えるもの

## 5-6 特定届出対象行為（法第17条第1項）

変更命令を行うことができる行為（特定届出対象行為）は、景観形成重点エリアにおける届出対象行為（5-5）のうち、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」及び「工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」とします。

## 5-7 駅前通り沿線ゾーン・桐生岩舟線沿線ゾーンの

### 景観形成基準及び色彩の推奨範囲

#### 【景観形成基準】

項目	基準												
敷地内の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅前通りに面する建築物の壁面は80cm以上(桐生岩舟線沿線は50cm以上)後退させ、ゆとりある空間を確保する</li> <li>店舗等については道路側を建物の正面とした配置とするよう努める</li> </ul>												
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>山並みが眺望できる場所では、市街地の背景に連なる山並みの稜線に配慮する</li> <li>地域の特性に応じたまちなみに配慮した高さとする</li> </ul>												
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみの統一感や連続性に配慮し、違和感なく周辺景観となじむように配慮する</li> <li>単調な大壁面による圧迫感や威圧感を低減するために、壁面の意匠の工夫や分節化等に配慮する(注)</li> <li>低層部の形態・意匠に工夫を施し魅力的な歩行者空間を創出するものとする(注)</li> <li>店舗等の1階部分は、ショーウィンドウを設けるなど、開放的なつくりとし、賑わいの創出に努める</li> <li>店舗等においてシャッターを設置する場合は、夜間(閉店時)でも業種を視認でき、店舗内の照明によりまちの賑わいを演出できるよう、グリルシャッターのような透視可能なシャッターとするよう努める</li> <li>透視可能でないシャッターとする場合でも、店名や業種等を表す意匠をシャッターに描画するなど業種を視認でき、まちの賑わいを演出できるように努める</li> <li>ストリートファニチャー、ベンチ及び植栽に工夫を施し、賑わいの創出に努める</li> </ul>												
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、佐野市のシンボルロードとしての賑わいを感じさせながら、まとまりのあるまちなみ景観を演出するため、彩度を落とした色彩とし、右の表のとおりとする。ただし、着色を施していない素材を用いる場合や、文化財保護法等※1に規定する文化財(建築物や工作物)を修繕等する場合、及び屋外広告物※2についてはこの限りでない</li> <li>窓や壁面にハーフミラーやマジックミラー※3を用いる場合は、太陽光が直接当たらない箇所のみ用いる</li> <li>太陽光発電パネルは、反射をできる限り抑えたものを使用し、周辺と調和した色彩とする</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>《色彩範囲》</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR、Y</td> <td>1~9</td> <td>5以下 (屋根については4以下)</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>1~9</td> <td>4以下 (屋根については2以下)</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>1~9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	R、YR、Y	1~9	5以下 (屋根については4以下)	GY、G、BG、B、PB、P、RP	1~9	4以下 (屋根については2以下)	N	1~9	
色相	明度	彩度											
R、YR、Y	1~9	5以下 (屋根については4以下)											
GY、G、BG、B、PB、P、RP	1~9	4以下 (屋根については2以下)											
N	1~9												
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する</li> <li>地場産業の素材を採用するよう努める</li> </ul>												
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上に設ける設備(空調室外機、給配水管、ダクト等)は、外部から見えにくい場所に設置するか、目隠し等(ルーバー)により覆い、見えにくいように工夫する</li> <li>外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管等は、建築物と一体的な外観となるよう工夫するか、目隠し等により見えないようにする</li> <li>商品や製品の搬入出口を直接公共空間に露出しないよう工夫する(注)</li> </ul>												
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置場等は、できるかぎり道路等から見えにくい部分に設置し、やむを得ず見える位置になる場合は、緑化や修景を施す(注)</li> </ul>												
かき、柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>開放的なつくりとするため、できる限りかき又は柵を設置しないよう努める</li> <li>やむを得ずかき又は柵を設置する場合は、生垣や透視可能なフェンスとするよう努める</li> </ul>												
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす</li> <li>新たな樹木を植栽する場合は、周辺植生と調和した樹種を選定する</li> <li>敷地内のオープンスペースや道路際等は、緑化等による修景を施す</li> <li>太陽光発電パネルを地面に設置する場合、道路際(道路から見える部分)の緑化等による修景を施す等、周辺景観に配慮する</li> </ul> <p style="text-align: right;">(注)</p>												
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗等は照明の設置やショーウィンドウの演出などを行い、賑わいを創出する夜間景観づくりに努める</li> <li>門扉・門柱周辺へのアプローチライトなどの照明の設置や演出を行い、周辺の住環境や夜間の安全な通行に配慮するよう努める</li> <li>自立式の外灯やガーデンライトなどの照明は周囲の景観に調和したものとするよう努める</li> </ul>												
ベンチ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗等の店先への設置によるおもてなしの空間づくりに努める</li> </ul>												
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置位置や色、向きについて、周囲の建築物や工作物の配置や色彩との調和に努める</li> </ul>												

- ※ 法令等により、色彩や高さなどに制限があるものについてはこの限りではない
  - ※1 文化財保護法等…文化財保護法、栃木県文化財保護条例、佐野市文化財保護条例をいう
  - ※2 屋外広告物については、別途、栃木県屋外広告物条例に適合したものとする
  - ※3 透過率が50%以下のものとする
- (注) 「4-1 届出対象行為」で規定する届出対象規模以下の建築物等については、基準に適合するように努めるものとする



透視可能なシャッターによる修景事例



店名や業種をシャッターに描写した修景事例



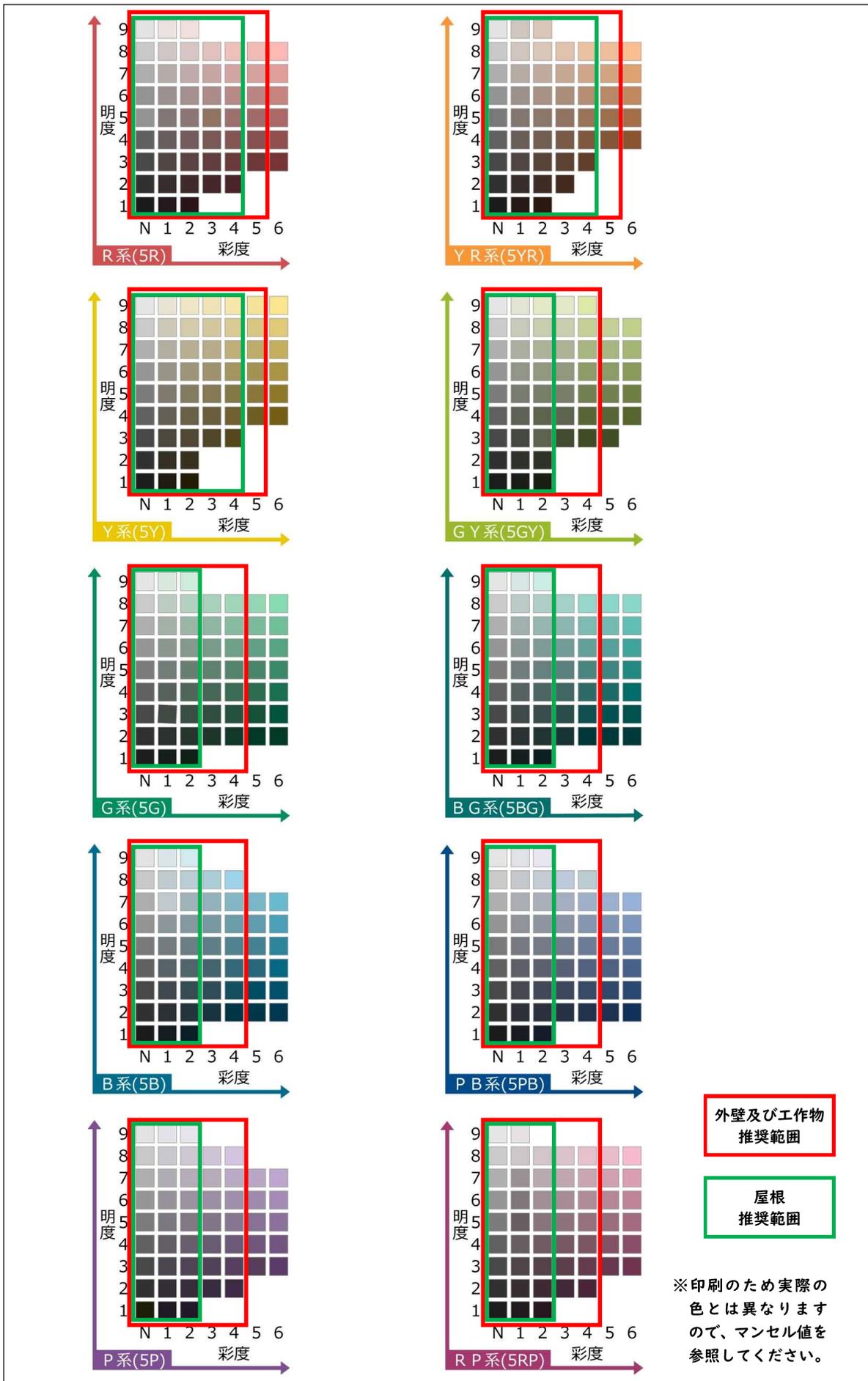
屋上付帯設備の修景事例



夜間の修景事例



【駅前通り沿線ゾーン・桐生岩舟線沿線ゾーンの色彩の推奨範囲】



## 色彩推奨範囲の適合事例



色相	7.5YR
明度	7.0
彩度	4.0



色相	7.5Y
明度	9.0
彩度	1.0

色相	10R
明度	7.0
彩度	2.0



色相	8.5YR
明度	8.5
彩度	3.5

※上記の「色相・明度・彩度」は、写真からの測定による目安として示しています

## 5-8 市道Ⅰ級Ⅰ号線沿線ゾーンの景観形成基準及び色彩の推奨範囲

### 【景観形成基準】

項目	基準												
敷地内の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市道Ⅰ級Ⅰ号線に面する建築物の壁面は50cm以上後退させ、ゆとりある空間を確保する</li> <li>■店舗等については道路側を建物の正面とした配置とするよう努める</li> </ul>												
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山並みが眺望できる場所では、市街地の背景に連なる山並みの稜線に配慮する</li> <li>■地域の特性に応じたまちなみに配慮した高さとする</li> </ul>												
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まちなみの統一感や連続性に配慮し、違和感なく周辺景観となじむように配慮する</li> <li>■単調な大壁面による圧迫感や威圧感を低減するために、壁面の意匠の工夫や分節化等に配慮する（注）</li> <li>■低層部の形態・意匠は、生活者や来訪者に落ち着いた雰囲気を与えるような工夫を施す（注）</li> </ul>												
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、まとまりのあるまちなみ景観を演出するため、彩度を落とした色彩とし、右の表のとおりとするただし、着色を施していない素材を用いる場合や、文化財保護法等※1に規定する文化財（建築物や工作物）を修繕等する場合、及び屋外広告物※2についてはこの限りでない</li> <li>■窓や壁面にハーフミラーやマジックミラー※3を用いる場合は、太陽光が直接当たらない箇所のみ用いる</li> <li>■太陽光発電パネルは、反射をできる限り抑えたものを使用し、周辺と調和した色彩とする</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>《色彩範囲》</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR、Y</td> <td>1～9</td> <td>4以下 (屋根については3以下)</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>1～9</td> <td>3以下 (屋根については2以下)</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>1～9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	R、YR、Y	1～9	4以下 (屋根については3以下)	GY、G、BG、B、PB、P、RP	1～9	3以下 (屋根については2以下)	N	1～9	
色相	明度	彩度											
R、YR、Y	1～9	4以下 (屋根については3以下)											
GY、G、BG、B、PB、P、RP	1～9	3以下 (屋根については2以下)											
N	1～9												
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する</li> <li>■地場産業の素材を採用するよう努める</li> </ul>												
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋上に設ける設備（空調室外機、給配水管、ダクト等）は、外部から見えにくい場所に設置するか、目隠し等（ルーバー）により覆い、見えにくいように工夫する</li> <li>■外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管等は、建築物と一体的な外観となるよう工夫するか、目隠し等により見えないようにする</li> <li>■住宅、商業施設や工場の不用品等は公共空間から直接見えないように配慮する</li> <li>■商品や製品の搬入口が公共空間から直接見えないように工夫する（注）</li> </ul>												
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置場等は、できるかぎり道路等から見えにくい部分に設置し、やむを得ず見える位置になる場合は、緑化や修景を施す（注）</li> </ul>												
かき、柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■かき又は柵を設置する場合は、生垣や透視可能なフェンスとするよう努める</li> </ul>												
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす</li> <li>■新たな樹木を植栽する場合は、周辺植生と調和した樹種を選定する</li> <li>■敷地内のオープンスペースや道路際等は、緑化等による修景を施す</li> <li>■太陽光発電パネルを地面に設置する場合、道路際（道路から見える部分）の緑化等による修景を施す等、周辺景観に配慮する</li> </ul> <p style="text-align: right;">（注）</p>												
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>■店舗等で照明を設置する場合は、照明の向きや色合いを考慮し、住環境に配慮した照明計画とする</li> <li>■門扉・門柱周辺へのアプローチライトなどの照明の設置や演出を行い、周辺の住環境や夜間の安全な通行に配慮するよう努める</li> <li>■自立式の外灯やガーデンライトなどの照明は周囲の景観に調和したものとするよう努める</li> </ul>												
ベンチ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■店舗等の店先への設置によるおもてなしの空間づくりに努める</li> </ul>												
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設置位置や色、向きについて、周囲の建築物や工作物の配置や色彩との調和に努める</li> </ul>												

※ 法令等により、色彩や高さなどに制限があるものについてはこの限りでない

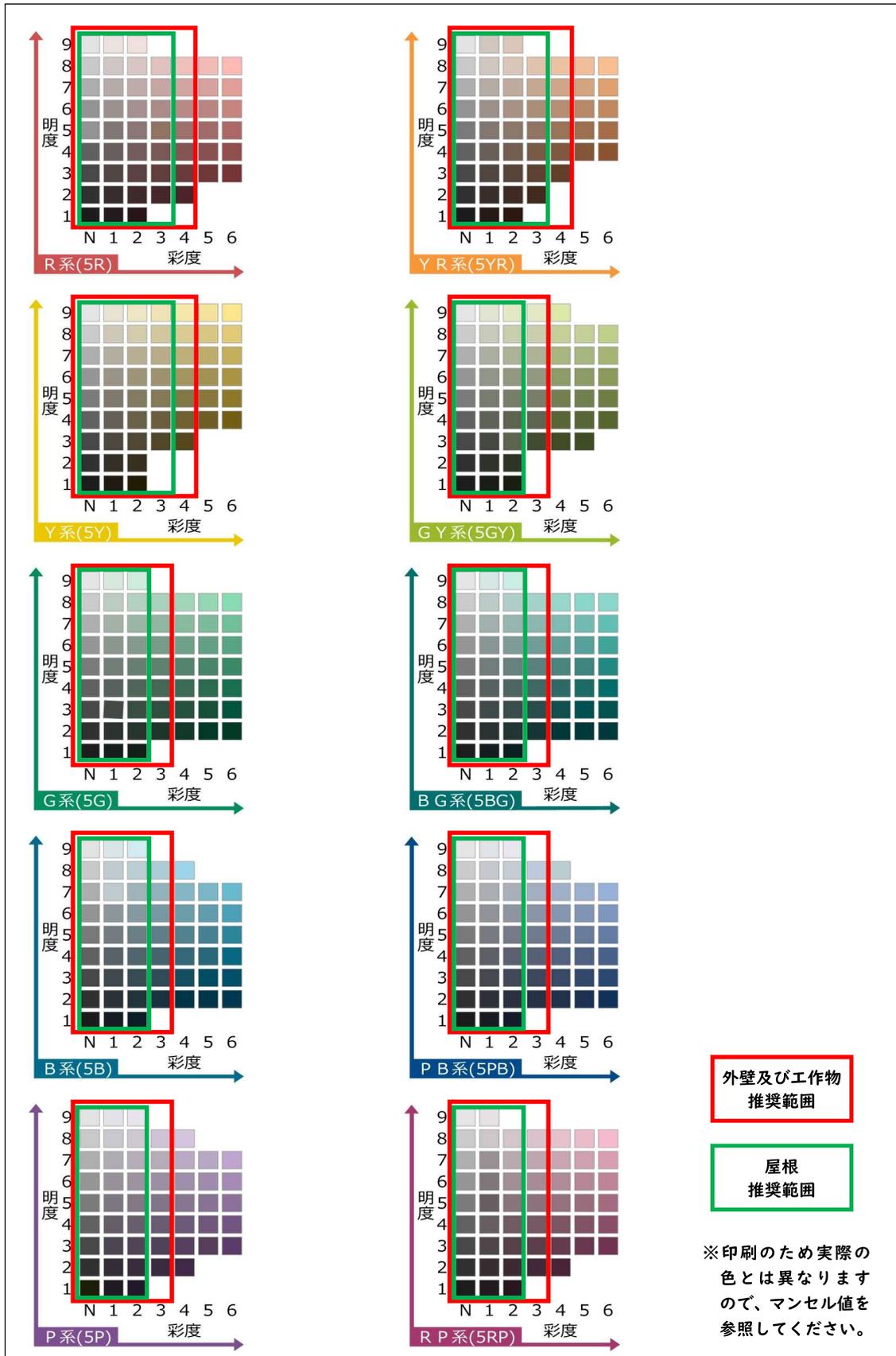
※1 文化財保護法等…文化財保護法、栃木県文化財保護条例、佐野市文化財保護条例をいう

※2 屋外広告物については、別途、栃木県屋外広告物条例に適合したものとする

※3 透過率が50%以下のものとする

（注） 「4-1 届出対象行為」で規定する届出対象規模以下の建築物等については、基準に適合するよう努めるものとする

【市道Ⅰ級Ⅰ号線沿線ゾーンの色彩の推奨範囲】





室外機の修景事例



ベランダの修景事例



屋外階段の修景事例



緑化の事例



夜間照明の事例

色彩推奨範囲の適合事例



色相	2Y
明度	9.0
彩度	1.0

色相	4YR
明度	9.0
彩度	3.0

※上記の「色相・明度・彩度」は、写真からの測定による目安として示しています

## 5-9 届出の流れ

市内（景観形成重点エリア含む）における行為の届出の手続きは、行為の着手の30日前までに市長へ届出が必要となります。具体的な届出の手続きの流れは、次のとおりです。

なお、客観的かつ明示的な判断が特に必要となる届出については、審議機関の意見を求めます。

